

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

行政書士試験合格証明書交付申請書

収 入
証 紙

年 月 日

北海道知事 様

住 所
(ふりがな)
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日

行政書士法施行細則第1条第1項の規定により、行政書士試験合格証明書の交付を申請します。

記

- 1 合格年度 年度
- 2 申請理由

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の行政書士法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の行政書士法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則の一部を改正する規則

不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則（昭和40年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則

第2条中「不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和39年政令第5号）第7条」を「政

目 次 ページ

規 則

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………（市町村課）	1
○不動産の鑑定評価に関する法律に基づき提出する書類の部数及び懲戒処分の方法に関する規則の一部を改正する規則……………（計画室）	1
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課）	3
○動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………（自然環境課）	4
○北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則……………（医療政策課）	5
○薬事法施行細則の一部を改正する規則……………（医務薬務課）	6
○北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則…………（障害者保健福祉課）	6
○北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則……………（道立病院管理局）	7
○北海道保健所条例施行規則等の一部を改正する規則……………（道立病院管理局）	7
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則…………（子ども未来推進局）	7
○貸金業法施行細則の一部を改正する規則……………（商工金融課）	8
○北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則……………（資源エネルギー課）	9

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第31号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「写し」の次に「その他知事が必要と認める書類」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

平成20年3月31日（月曜日）

北 海 道 公 報

号外第3号 1

令第6条」に改め、同条を第4条とする。

第1条中「不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第29条第2項」を「省令第32条第3項」に、「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第29条」を「法第29条第1項」に改め、同条を第3条とし、第1条及び第2条として次の2条を加える。

（趣旨）

第1条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）の施行については、不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和39年政令第5号。以下「政令」という。）及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（不動産鑑定業者の登録に関する証明書の交付）

第2条 法第24条（法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けていることを証する書面（次項において「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により知事に申請しなければならない。

2 証明書は、別記第2号様式によるものとする。

附則の次に様式として次の2様式を加える。

別記第1号様式（第2条関係）

北海道収入証紙ちょう付欄
（消印願います。）

不動産鑑定業者登録証明書交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

商号又は名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の氏名）

㊞

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則第2条第1項の規定により、次のとおり不動産の鑑定評価に関する法律第24条（同法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けていることを証する書面の交付を申請します。

記

1 登録事項

(1) 商号又は名称

(2) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(3) 主たる事務所の所在地

(4) 登録番号 北海道知事登録（ ）第 号

(5) 登録年月日 年 月 日

2 使用目的

3 必要枚数 枚

別記第2号様式（第2条関係）

第 号

不動産鑑定業者登録証明書

不動産の鑑定評価に関する法律第24条（同法第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり登録していることを証明します。

年 月 日

北海道知事

印

記

1 商号又は名称

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

3 主たる事務所の所在地

4 登録番号 北海道知事登録（ ）第 号

5 登録年月日 年 月 日

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とする。

第6条中「一部」を「1部」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。
（登録証明書の書換え交付）

第6条 登録業者は、省令第33条第1項の規定による変更の届出により登録証明書の記載事項に変更が生じたときは、その書換え交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第5号様式の申請書を知事に提出することによってしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、申請書に当該登録証明書を添えなければならない。

（登録証明書の再交付）

第7条 登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第6号様式の申請書を知事に提出することによってなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、申請書に破損し、又は汚損した当該登録証明書を添えなければならない。

3 登録業者は、登録証明書の再交付を受けた後、亡失した登録証明書を発見したときは、直ちにこれを知事に返納しなければならない。

別記第4号様式その1中

「

変 更 年 月 日	年 月 日
登録証明書再交付の希望	有 ・ 無

を

「

変 更 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

に

改め、同様式その1の注1を次のように改める。

1 添付書類

（1）法人に係る省令第33条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、法人の登記事項証明書。ただし、公益法人、協同組合等にあつては、登記事項証明書及び定款

（2）省令第33条第2項に規定する書類

別記第4号様式その1の注中3を削り、4を3とする。

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式（第6条関係）

登録証明書書換え交付申請書

収 入
証 紙

年 月 日

北海道知事 様

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地

氏 名 〔法人にあつては、名称並びに代〕
表者の氏名及び住所

登録証明書の書換え交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 区 分	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	

		変 更 前	変 更 後
変 更 事 項	商 号 又 は 名 称		
	代 表 者 氏 名		
	営 業 所 の 名 称		
	営 業 所 の 所 在 地		

注1 添付書類

現に受けている登録証明書

2 「事業の区分」、「登録年月日」及び「登録番号」の欄は、登録証明書により記載すること。

3 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式（第7条関係）

登録証明書再交付申請書

収 入
証 紙

年 月 日

北海道知事 様

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所〕
〔の所在地〕氏 名 〔法人にあっては、名称並びに代〕
〔表者の氏名及び住所〕

登録証明書の再交付を受けたいので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 区 分	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	
再 交 付 申 請 の 理 由	破 損 ・ 汚 損 ・ 亡 失
	亡失の場合は、具体的な理由

注1 添付書類

現に受けている登録証明書（破損又は汚損の場合のみ）

- 「事業の区分」、「登録年月日」、「登録番号」、「営業所の名称」及び「営業所の所在地」の欄は、登録証明書により記載すること。
- 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関

する法律施行細則別記第4号様式の規定に基づき作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則別記第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定による引取りの申請は、別記第5号様式の申請書を提出して行うものとする。

第6条の次に次の2条を加える。

（犬又は猫の返還の申請及び費用の徴収）

第7条 法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した犬を除く。次項において同じ。）又は猫の返還は、別記第6号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の規定により犬又は猫を返還するときは、当該犬又は猫の返還を申請した者から次に掲げる費用を徴収する。

（1）返還に要する費用 1頭につき850円

（2）飼育管理費 1頭につき1日当たり、次に掲げる額

ア 犬 1,200円

イ 猫 800円

（権限の委任）

第8条 法第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による犬又は猫の引取りに関する事務は、保健所長に委任する。

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式（第6条関係）

所有者不明の犬又は猫の引取り申請書

保健所長 様

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項において準用する同条第1項の規定により、犬又は猫の引取りを求めたいので、次のとおり申請します。

1 犬又は猫の数及び特徴

(1) 犬 頭

区 分	1	2	3
種 類			
年 齢（推定）	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性 別	雄 ・ 雌 ・ 不明	雄 ・ 雌 ・ 不明	雄 ・ 雌 ・ 不明
毛 色			

(2) 猫 頭

区 分	1	2	3
種 類			
年 齢（推定）	歳 か月	歳 か月	歳 か月
性 別	雄 ・ 雌 ・ 不明	雄 ・ 雌 ・ 不明	雄 ・ 雌 ・ 不明
毛 色			

2 拾得日時及び場所

年 月 日 午前・午後 時 分 ころ

にて拾得

備考

- 1 区分欄が4以上必要な場合は、別紙とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式（第7条関係）

犬又は猫の返還申請書

保健所長 様

年 月 日

申 請 者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則第7条の規定により、犬又は猫の返還を申請します。

記

1 犬又は猫の所有者（申請者と異なる場合のみ記入すること。）

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 電話番号

2 犬又は猫の特徴

- (1) 動物種（ 犬 ・ 猫 ） 種類（ ）
- (2) 毛色
- (3) 性別（ 雄 ・ 雌 ）
- (4) 生年月日
- (5) 名
- (6) 体格
- (7) その他特徴となる事項

備考 1 犬又は猫の特徴については、動物の特定に必要な範囲で記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、この規則による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行細則第7条の規定は、同日以後に引き取った犬又は猫の返還に係る費用の徴収について適用する。
- 2 保健所長事務委任規則（昭和57年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。
第36号を削り、第37号を第36号とする。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立診療所条例施行規則（昭和63年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項の表使用料の部新生児保育料の項中「6,300円」を「8,160円」に、「6,000円」を「7,780円」に、「4,410円」を「5,720円」に、「4,200円」を「5,450円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（登録販売者試験）

第11条 法第36条の4第1項の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別記第4号様式の受験願書に、省令159条の5第2項各号のいずれかに該当することを証する書類及び写真（縦6センチメートル、横4センチメートルで、願書提出前6月以内に脱帽して正面上半身を撮影したもの）を添えて知事に提出するものとする。

（試験の無効等）

第12条 知事は、登録販売者試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその登録販売者試験を無効とすることができる。

（合格証明書の交付）

第13条 登録販売者試験に合格した者は、合格証明書の交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第5号様式の登録販売者試験合格証明書交付申請書を提出して行うものとする。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号様式（第11条関係）

北海道収入証紙欄

登録販売者試験受験願書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

㊞

登録販売者試験を受験したいので、薬事法施行細則第11条の規定により関係書類を添えて提出します。

本 籍 地 都 道 府 県 名 〔日本国籍を有していない 者については、その国籍〕	
連 絡 先	
生 年 月 日	
性 別	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式（第13条関係）

北海道収入証紙欄

登録販売者試験合格証明書交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

㊞

年 月 日生

次のとおり薬事法施行細則第13条第2項の規定により登録販売者試験合格証明書の交付を申請します。

1 合 格 年 月 日

2 合 格 番 号

3 本籍地都道府県名

（日本国籍を有していない者については、その国籍）

注1 氏名又は本籍地都道府県名が受験時と相違する場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

2 用紙は、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立児童福祉施設条例施行規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

第4条第1項中「第3条第6項」を「第3条第7項」に改め、同項の表中「2,670円」を「2,830円」に改め、同条第3項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道病院事業条例施行規則の一部を改正する規則

北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項の表使用料の部中

「		を
おむつ、肌着等貸付料	1日につき630円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、600円）	
」		
「		に
おむつ、肌着等貸付料	1日につき630円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、600円）	
紙おむつ処理料及び肌着等貸付料	1日につき630円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、600円）	
」		

改め、同部新生児保育料の項中「6,300円」を「8,160円」に、「6,000円」を「7,780円」に、「4,410円」を「5,720円」に、「4,200円」を「5,450円」に改め、同部脳検診料の項中「16,480円」を「17,640円」に改め、同部死体検案料の項中「3,460円」を「3,670円」に改め、同部特別長期入院料の項中「1,890円」を「2,450円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道保健所条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道保健所条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に改める。

- （1）北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）第3条第1項
- （2）北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年北海道規則第132号）第7条第3号
- （3）北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）第6条第1項の表

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第56条第2項」の次に「及び第10項」を加える。

第3条を削る。

第4条中「第2条」を「前条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（滞納処分執行者証）

第7条 法第56条第2項の規定により徴収される費用（第2条の規定により徴収される費用

に限る。)を指定の期限内に納付しない者がある場合における法第56条第10項の規定による処分(以下「滞納処分」という。)のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行う場合において、当該職務を行うべき命令を受けた職員(以下「執行者」という。)は、別記第2号様式の滞納処分執行者証(以下「執行者証」という。)を携帯しなければならない。

2 執行者証は、本庁の執行者にあつては知事が、支庁の執行者にあつては支庁長が交付するものとする。

3 執行者は、執行者証を亡失したときは、直ちに当該執行者証を交付した知事又は支庁長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに執行者証を当該執行者証を交付した知事又は支庁長に返還しなければならない。

(支庁長への委任)

第8条 第2条の規定に基づく知事の費用の徴収に関する事務は、支庁長に委任する。

2 第2条の規定に基づく知事の費用の徴収で支庁に属するもの(北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則(昭和35年規則第100号)第4条又は第5条の規定により徴収の引受けをしたものを含む。)に係る滞納処分の事務は、当該支庁の長に委任する。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

別表第2中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表の注の2の事項中「(昭和32年法律第26号)」、「次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、「から第3項までの規定及び租税特別措置法の一部を改正する法律」を「及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」に改める。

別記様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式(第7条関係)

		第	号
		滞 納 処 分 執 行 者 証	
写真ちょう付欄	所 属		
	職 名		
	氏 名		
		年	月 日生
		年	月 日交付
上記の者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項の規定により徴収される費用(北海道児童福祉施設費用徴収規則第2条の規定により徴収される費用に限る。)を指定の期限内			

に納付しない者がある場合における同法第56条第10項の規定による処分のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。

印

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道児童福祉施設費用徴収規則別表第2の注の2の事項(所得税の額を計算する場合に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の2及び第41条の19の2第1項の規定を適用しない部分を除く。)の規定は、平成19年1月1日から適用する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則(昭和58年北海道規則第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「登録」の次に「(同条第2項の規定による登録の更新を含む。以下同じ。)」を加える。

第8条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(貸金業者の登録状況等に関する証明)

第10条 貸金業者(貸金業者であつた者を含む。)は、法第3条第1項の規定による登録の状況等(商号又は名称、氏名(法人にあつては、代表者の氏名)、主たる営業所又は事務所の所在地、登録番号、有効期間、業務停止期間及び業務停止営業所等に限る。)に関する証明書(以下「証明書」という。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別記第2号様式の貸金業者登録証明書交付申請書を法第3条第1項の規定による登録をした支庁長に提出することによってしなければならない。

3 証明書は、別記第3号様式によるものとする。

別記様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式(第10条関係)

北海道収入証紙欄

貸金業者登録証明書交付申請書

北海道 支庁長 様		年 月 日
商号又は名称 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)		印
次のとおり貸金業法第3条第1項の規定による登録の状況等に関する証明書の交付を申請します。		
記		
1 使用目的		
2 提出先		
3 登録の状況等		
商 号 又 は 名 称		
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)		
主たる営業所又は事務所の所在地		
登 録 番 号	北海道知事 () 第 号	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
業 務 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
業 務 停 止 営 業 所 等		
(日本工業規格A4)		
別記第3号様式 (第10条関係) 第 号 貸金業者登録証明書		
商 号 又 は 名 称		
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)		
主たる営業所又は事務所の所在地		
登 録 番 号	北海道知事 () 第 号	

有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
業 務 停 止 営 業 所 等	
上記のとおり貸金業法第3条第1項の規定による登録を受けて (いる・いた) ことを証明します。 年 月 日 北海道 支庁長 印	
(日本工業規格A4)	
附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。	
北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第42号 北海道立地質研究所依頼調査に関する規則の一部を改正する規則 北海道立地質研究所依頼調査に関する規則 (昭和33年北海道規則第35号) の一部を次のように改正する。 第4条第1号ア中「2万円」を「4万6,330円」に改め、同号イ中「2万1,700円」を「5万6,840円」に改め、同号ウ中「2万6,000円」を「7万1,750円」に改める。	
附 則 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 2 この規則の施行の日前に申込みがされている依頼調査に係る基本手数料の額については、なお従前の例による。 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に申込みがされた依頼調査に係る基本手数料の額については、この規則による改正後の北海道立地質研究所依頼調査に関する規則第4条第1号ア中「4万6,330円」とあるのは「3万3,160円」と、同号イ中「5万6,840円」とあるのは「3万9,270円」と、同号ウ中「7万1,750円」とあるのは「4万8,870円」として、同号の規定を適用する。	

